

2024年1月5日
株式会社かんぽ生命保険
日本郵便株式会社

令和6年能登半島地震による被災者の方々に対する
契約者貸付及び入院保険金の特別取扱い

このたびの地震により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

株式会社かんぽ生命保険（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 谷垣 邦夫、以下「かんぽ生命」）及び日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長兼執行役員社長 千田 哲也）は、令和6年能登半島地震による被災者の方々を支援するため、全国の郵便局（※）及びかんぽ生命保険各支店において、以下の特別取扱いを実施いたします。

※簡易郵便局を除きます。

1 普通貸付金の非常即時払に適用する利率の減免（別紙1）

普通貸付金の非常即時払に適用する利率の減免措置を行います。

対象契約者	令和6年能登半島地震により災害救助法が適用された地域で被災された契約者様
適用利率	年利0.00%（貸付期間中）
新規貸付の受付期間	2024年1月1日から同年3月31日まで

詳細については、別紙1のとおりです。

2 入院保険金の特別取扱い（別紙2）

今回の地震により、ケガをされたにもかかわらず被災地等の事情により直ちに入院できなかった方や病院又は診療所が満床である等の理由により入院治療を受けられなかった方に対して、別紙2のとおり本来入院による治療が必要であった期間についても入院したものとして入院保険金をお支払いする特別取扱いをいたします。

3 保険金の倍額支払等の取扱い

約款上、地震等による保険金の倍額支払、特約死亡保険金等を削減または不支払いとすることがあると規定されていますが、今回は当該規定を適用せず、全額お支払いします。

以上

【お客さまのお問い合わせ先】

かんぽコールセンター
電話番号：0120-552-950（フリーダイヤル）
受付時間：平日 9:00～21:00
土日休日 9:00～17:00
（1月1日～3日を除く）

普通貸付金の非常即時払に適用する利率の減免

(注) 2007年10月1日以降にご加入いただいたかんぼ生命の保険契約に適用します。

2007年9月30日以前にご加入いただいた簡易生命保険契約については別添のとおりです。

かんぼ生命の保険契約について、令和6年能登半島地震により災害救助法が適用された地域の被災者の方々に対して、以下のとおり、普通貸付金の非常即時払に適用する利率の減免措置を行います。

※普通貸付とは、契約者貸付のうち保険料振替貸付を除くものをいいます。

1 普通貸付金の非常即時払に適用する利率

(年利率：%)

保険種類	基本契約の契約日	契約者貸付利率	
		[現行]	今回の減免措置
一時払 年金商品	2007年10月1日～ 2012年2月1日	1.00 (1.010000)	0.00 (0.50)
	2012年2月2日～ 2013年1月1日	0.80 (0.806400)	
	2013年1月2日～ 2014年10月1日	0.70 (0.704900)	
	2014年10月2日～	0.55 (0.553025)	
一時払 終身保険	2024年1月4日～	0.95 (0.959025)	
一時払商品 以外	2007年10月1日～ 2016年8月1日	1.50 (1.522500)	
	2016年8月2日～ 2017年4月1日	1.00 (1.010000)	
	2017年4月2日～	0.50 (0.502500)	

※ 更新後契約については、契約日を更新日と読み替えて適用いたします。

※ () 内は貸付期間経過後の利率。貸付期間とは、貸付けを受けた日の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間が満了する日が会社の非営業日である場合は、その翌営業日までの期間をいいます。また、貸付期間経過後、さらに1年を経過しても貸付金の弁済がない場合には、貸付金の弁済に代えて保険金額等が減額されます。

2 実施日

2024年1月1日(月)以後にご請求のあった貸付けから遡及して適用し、2024年3月31日(日)までにご請求のあった貸付けに適用します。

令和6年能登半島地震による被災者の方々に対する簡易生命保険契約の 普通貸付金の非常即時払に適用する利率の減免

(注) 2007年9月30日以前にご加入いただいた簡易生命保険契約に適用します。

令和6年能登半島地震により災害救助法が適用された地域の被災者の方々に対して、以下のとおり、普通貸付金の非常即時払に適用する利率の減免措置を行います。

1 普通貸付金の非常即時払に適用する利率

(年利率：%)

	〔現行〕	今回の減免措置
貸付期間中	当該貸付請求に係る簡易生命保険契約の効力発生日の 保険料額の計算基礎となった予定利率に相当する利率 (1.00～6.00)	0.00
貸付期間経過後	上記の予定利率に相当する利率に、 同利率の2乗を加えた利率	0.50

※ 貸付期間とは、貸付けを受けた日の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間が満了する日が非営業日である場合は、その翌営業日までの期間をいいます。また、貸付期間経過後、さらに1年を経過しても貸付金の弁済がない場合には、貸付金の弁済に代えて保険金額等が減額されます。

2 実施日

2024年1月1日(月)以後にご請求のあった貸付けから遡及して適用し、2024年3月31日(日)までにご請求のあった貸付けに適用します。

入院保険金の特別取扱い

令和6年能登半島地震により災害救助法が適用された地域の被災者の方々に対して、以下のとおり、特別取扱いをいたします。

1 今回の地震によりケガで入院された場合

被災地等の事情により直ちに入院することができず、一定期間経過後に入院された場合は、窓口等にお申出をいただくことにより、ケガをされた日から入院を開始したものととして入院保険金をお支払いいたします。

2 今回の地震により必要な入院治療を受けられなかった場合（ケガ、病気を含みます）

- (1) 引き続き入院治療が必要であったものの、病院又は診療所が満床である等の理由により、本来入院による治療が必要な被保険者様が、当初の予定より早い退院を余儀なくされ、医師の指示により自宅・避難所等で療養された場合には、本来必要であった入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことで、その期間についても入院されたものととして入院保険金をお支払いいたします。
- (2) 入院治療が必要であったにもかかわらず、病院又は診療所が満床である等の理由により、本来入院による治療が必要な被保険者様が、入院できずに避難所等で療養された場合には、本来必要であった入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことで、その期間についても入院されたものととして入院保険金をお支払いいたします。